

# 次世代 IT 労務月報



発行者・文責



社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-1165 岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室

電話：090-2944-6028

FAX：058-234-0331

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

&lt;最新法改正情報&gt;

②健康保険・厚生年金保険料率の改定について

①雇用保険率の改定について ③子ども・子育て支援金制度について

## ● 最新法改正情報①（雇用保険率の改定について）

厚生労働省の HP より、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの雇用保険率が下記の通り引下げられることになりました。4 月以降の給与締日からは、労働者側の負担額が変更されますので給与計算の際にはご注意ください。

また、労働保険料の概算保険料の算出に際してもこの雇用保険料率が適用されます。



(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和 7 年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和 7 年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和 7 年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

※法的な労働者への周知義務はございませんが、給与に関わる事項ですので作業場の見やすいところへの掲示や社内メール等での周知をお勧めいたします。

## ●最新法改正情報②（健康保険・厚生年金保険料率の改定について）

協会けんぽより、令和8年度の健康保険料率・介護保険料率が通知されました。改定後の保険料率は**令和8年3月分（4月納付分）**より適用されます。

協会けんぽに加入している場合、都道府県毎に保険料率が異なっておりますが、**岐阜県の保険料率**は下表の通りです。

	健康保険料率 (A)	介護保険料率 (B)	合計 (A+B)
令和8年度	9.80%	1.62%	11.42%
令和7年度	9.93%	1.59%	11.52%

※保険料は、標準報酬月額を掛けて計算しますが、実際には**事業主と被保険者で折半**となるため、被保険者の負担額は半額となります。

※厚生年金保険料率は昨年と同率（18.300%）です。

※変更後の保険料で控除するタイミングは2つのケースに分かれております。

A **3月の社会保険料を3月払の給与**から控除している場合 ⇒**3月払の給与**から変更

B **3月の社会保険料を4月払の給与**から控除している場合 ⇒**4月払の給与**から変更

## ●最新法改正情報③（子ども・子育て支援金制度について）

**子ども・子育て支援金**は加入する医療保険制度（国民健康保険・後期高齢者医療、被用者保険）ごとに保険料が決められ、令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただくことになりました。社会保険料においては**令和8年4月分（5月納付分）**から**標準報酬月額**を下記の料率を掛けて計算し、**事業主と被保険者が折半で負担**します。

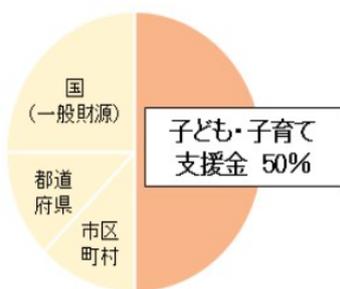
	子ども子育て支援金
令和8年度	0.23%

※なお、健康保険制度、厚生年金保険制度と同様に賞与からも徴収されます。

### ポイント

全ての世代・企業で子育て世帯を支える子ども・子育て支援金は、令和8年度から始まることも誰でも通園制度や既に始まっている児童手当の拡充、妊婦のための支援給付などの給付拡充を支えています。

#### 子ども誰でも通園制度



令和8年度事業規模 約470億円

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満の子どもが時間単位等で柔軟に利用できる制度。
- 子ども1人当たり月10時間の利用が可能。
- 令和8年度より全国実施(令和7年度は希望自治体で実施)。

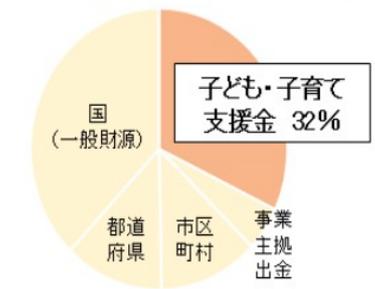
#### 妊婦のための支援給付



令和8年度事業規模 約770億円

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円を支給。
- 令和7年度から実施。

#### 児童手当



令和8年度事業規模 約2兆8700億円  
(拡充だけでなく、児童手当の全体額)

- 支援金の導入により以下の拡充を実施。
  - ・ 所得制限撤廃
  - ・ 支給期間を高校生年代まで延長
  - ・ 第3子以降一人当たり月1.5万円を月3万円に大幅増額
- 上記拡充は令和6年10月分より実施。

※子ども家庭庁 HP 抜粋